

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び関係法律の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年九月 日

内閣総理大臣 菅 ・ 人

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中

財務上の特約（その他の条項） 取得格付		に	
財務上の特約（その他の条項） 取得格付		を	
保証の内容 取得格付		に	
特約（その他の条項）		に	

--

や

保証の内容

に

「又は売出しについて」や「について、当該株券が金融商品取引業等に
関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲
げる株券等に該当することにより」は「金融商品取引法第13条の4第5項」や「法第31条の4第3項」
に代る。「親法人等をいう」の次に「。以下この様式において同じ」や「金融商品取引法第31条の
4第6項」や「同条第4項」に代る。「子法人等をいう」の次に「。以下この様式において同じ」や「主
たる金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」や「金商業等府令」に代る。「主
幹会社をいう」の次に「。以下この様式において同じ」や「並びに当該株券の引受けに係る」や
「、当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する」は「発行価格の決定に当
たり」や「当該発行価格の決定に当たり」に代る。回記簿上の注意(3)1を次のように定める。

- 1 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定す

る信用格付業者をいう。以下同じ。) から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。) 又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行に係る社債の申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報入手するための方法

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第二号様式記載上の注意⁽¹⁵⁾に次のように加える。

g この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社の親法人等又は子法人等を主幹会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとつた具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

第二号様式記載上の注意⁽¹⁶⁾の次に加ふる。

g 当該発行に係るコーポラショナル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するた

めの事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係るコーポラショナル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコーポラショナル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法

当該発行に係るコーポラショナル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第二号様式記載上の注意(17) a及び(18) a中「方法、取得格付等」を「方法等」と改め、「記載すること」の次に「。また、信用格付に関する事項について、(13)の1に準じて記載すること」を「(13)の1に準じて記載すること」の注意(22) gを次のように改める。

g 売出社債又は売出コーポラショナル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から

提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該売出社債又は売出コーポレシヤル・ペーパーの申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該売出社債又は売出コーポレシヤル・ペーパーに関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報入手するための方法

当該売出社債又は売出コーポレシヤル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

財務上の特約（その他の条項）

第二号の二様式中

取得格付	
------	--

を

財務上

の特約（その他の条項）

--	--

に

保証の内容	取得格付
-------	------

を

保証の内容

に

改める。

第二号の二様式中

財務上の特約（その他の条項）	取得格付
----------------	------

を

財務上

の特約（その他の条項）

--	--

に

保証の内容	取得格付
-------	------

	保証の内容
--	-------

とする。

第二号の四様式(普通株)の注(9)ロ中「又は売出しについて」や「について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより」及び「金融商品取引法第13条の4第5項」や「法第31条の4第3項」並びに「親法人等をいう」の次に「。以下この様式において同じ」や「金融商品取引法第31条の4第6項」や「同条第4項」並びに「子法人等をいう」の次に「。以下この様式において同じ」や「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」や「同令」並びに「主幹会社をいう」の次に「。以下この様式において同じ」や「並びに当該株券の引受けに係る」や「、当該株券の引受けに係る同令第153条第1項第4号ニに規定する」及び「発行価格の決定に当たり」や「当該発行価格の決定に当たり」並びに「とする。」

第二号の五様式

財務上の特約（その他の条項）	
----------------	--

財務上

取得格付		取得格付	
の特約（その他の条項）		保証の内容	
取得格付		取得格付	
保証の内容		保証の内容	

及び「回券を記録上の注意」(11)ロ中「又は売出しについて」及び「について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより」及び「金融商品取引法第13条の4第5項」及び「法第31条の4第3項」並びに「親法人等をいう」の次に「。以下この様式において同じ」及び「金融商品取引法第31条の4第6項」及び「同条第4項」並びに「子法人等をいう」の次に「。以下この様式において同じ」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」及び「金商業等府令」並びに「主

報を入手するための方法

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第二号の五様式記載上の注意⁽¹⁵⁾に次のように加える。

g この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社の親法人等又は子法人等を主幹会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするための具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

第二号の五様式記載上の注意⁽¹⁶⁾gを次のように改める。

g 当該発行に係るコーポレショナル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格

付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係るコーポラル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコーポラル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法

当該発行に係るコーポラル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第二号の五様式記載上の注意⁽¹⁷⁾ a及び⁽¹⁸⁾ a中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、「記載すること」の次に「。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること」を加え、同記載上の注意⁽²²⁾ gを次のように改める。

g 売出社債又は売出コーポレシヤル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該売出社債又は売出コーポレシヤル・ペーパーの申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該売出社債又は売出コーポレシヤル・ペーパーに関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入力するための方法

当該売出国債又は売出国債・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第二号の六様式中

「財務上の特約（その他の条項）」		「財務上」	
取得格付			

の特約（その他の条項）」	「保証の内容」	取得格付	

「保証の内容」	「保証の内容」

改める。

「準拠法及び管轄裁判所」	

取得格付	
------	--

「このため、同様式記載上の注意(5) bを次のように定める。」

q 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行に係る社債の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号の規定により当該発行に

係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入力するための方法

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第七号表並びに備考上の注意(17)ロを次のように定める。

ロ 当該発行に係るコーポラショナル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係るコーポシヤル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコーポシヤル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法

当該発行に係るコーポシヤル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第七号欄に記簿上の注意⁽⁸⁾のようになす。

g 当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するた

めの事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行に係る外国譲渡性預金証書の申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る外国譲渡性預金証書に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第七号様式記載上の注意⁽¹⁹⁾a及び⁽²⁰⁾a中「方法、取得格付等」や「方法等」に各々「記載すること」の次に「。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること」を加え、同記載上の注意⁽²³⁾hを次のように改める。

h 当該売社債、売出コーポレート・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から

提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該売出社債、売出コーポラショナル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証券の申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該売出社債、売出コーポラショナル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報入手するための方法

当該売出社債、売出コーポラショナル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証券について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第七号の二様式中

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

を

準拠法及び管轄裁判所

に改める。

第七号の二様式第一部第1の3中

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

を

準拠法及

振出日
発行価額の総額
振出地
発行限度額
発行価格
発行限度額残高

び管轄裁判所

に改め、同様式第一部第1の4中

券面総額又は短期社債の
支払期日
支払場所
バックアップラインの設
バックアップラインの設
保証者
保証者の概要
保証の内容
準拠法及び管轄裁判所
取得格付

振出日	
振出地	

--	--	--

--	--

を

「準拠法及び管轄裁判所」

に改める。

第七号の四様式中

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

を

「準拠法及び管轄裁判所」

--

に改める。

第十一号の二の様式中

保証	保証者			
	保証者の概要			
	保証の内容			

取得格付

--	--	--	--

を

保証	保証者			
	保証者の概要			
	保証の内容			

に改める。

--	--	--

第十二号様式中

財務上の特約 (その他の条項)	
取得格付	

を

財務上の

特約 (その他の条項)

に改める。

第十四号の四様式中

準拠法及び管轄裁判所	取得格付

を

準拠法及び管轄裁判所

--	--

に改める。

第十五号様式中

準拠法及び管轄裁判所	取得格付

を

準拠法及び管轄裁判所

に改める。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を

次のように改正する。

- 第一号様式第1中「(15) 【取得格付】 (9)」を削り、同様式第2中「(15) 【取得格付】」を削り、同様式記載上の注意(1) b中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、同記載上の注意中(9)を削り、(10)

を(9)とし、(11)から(16)までを(10)から(15)までとする。

第二号様式第一部第1中「(15) 【取得格付】 (12)」を「(15) 【その他】 (12)」に改め、同様式第一部第2中「(15) 【取得格付】」を「(15) 【その他】」に改め、同様式記載上の注意(1)9中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、「に記載」の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意 (13) の1 に準じて記載」を「並びに同記載上の注意(12)を次のように改める。

(12) その他

a 当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するた

めの事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行に係る有価証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る有価証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報入手するための方法

当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

b 以上のほか、当該発行に係る有価証券の募集について、投資者保護の観点から必要と認められる事項がある場合には、その内容について記載すること。

第二号の様式及び第二号の様式中「(15) 【取得格付】」を添付。

第四号様式記簿上の注(イ)中「方法、取得格付等」や「方法等」の各々、「基本事項」に記載)の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(

13) の1に準じて記載」を加える。

第九号様式及び第十号様式中「(15) 【取得格付】」を削る。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式記載上の注意(1) a及び第一号の二様式記載上の注意(1) a中「方法、取得格付等」を「方法等」に改める。

第一号の三様式中「(11) 【取得格付】」を削り、同様式記載上の注意(1) a中「方法、取得格付等」を「方法等」に改める。

第二号様式中「(11) 【取得格付】」を削り、同様式記載上の注意(1) a中「方法、取得格付等」を「方法等」に改める。

第四号様式記載上の注意(1) e中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、「に記載」の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13) の1に

準じて記載」を加え、同記載上の注意(4) bを次のように改める。

b 当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人（発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第47条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。）をいう。以下この様式において同じ。）の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第九條の二並びに附録上の注(九)のイ及びロのイ。

b 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、こ

これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第四号の三欄及び「(11) 【取得格付】」並びに「回数記録上の状態」の欄「方法、取得格付等」並びに「方法等」並びに「に記載」の並び「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する

内閣府令第二号様式記載上の注意 (13) の1に準じて記載」を加え、同記載上の注意(4) bを次のように改めろ。

b 当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項

に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第四号の三または記載上の注(15) f を次のように定める。

f 当該発行（売出）に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行（売出）に係る短期投資法人債の申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3

号の規定により当該発行（売出）に係る短期投資法人債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報入手するための方法

当該発行（売出）に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第10条の3の2第2号及び第10条の3の3第2号「(11) 【取得格付】」を指す。

第10条の4第2号「(11) 【取得格付】」を指す。同条第2号上の注(9)イを次のように改める。

b 当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するた

めの事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報入手するための方法

当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第四号の四の様式及び第五号様式中「(11) 【取得格付】」を「**取得格付**」と改める。

第五号の様式記載上の注意(1)ロ中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、「に記載」の次に「し」、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載」を加え、同記載上の注意(4)gを次のように改める。

8 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国資産流動化証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産流動化証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報入手するための方法

当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され

、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第五号の様式記簿上の注意(8)を次のように定める。

(8) 引受け等の概要

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。

b この届出書に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、発行者の親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(同条第4項に規定する子法人等をいう。)を主幹事会社(金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。)とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与し

た金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及びに当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

第五号の四を改訂する。第五号の四のイ中「方法、取得格付等」を「方法等」と改訂し、「記載」を「し」に準じて記載し、第五号の四のロを改訂する。

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分

に応じた説明

- (b) 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第五号の五様式記簿上の注意(1)イ中「方法、取得格付等」及び「方法等」並びに「分かりやすく記載」の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載」を加え、同記簿上の注意(9)を次のように定める。

- b 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供され

た信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第六号様式中

財務上の特約 (その他の条項)	
取得格付	

を

財務上の特

約 (その他の条項)

--

に

保証の内容	
取得格付	

を

保証の内容	
-------	--

に改

め、同様式記載上の注意(1) b 中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、「に記載」の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意 (13) の1 に準じて記載」を加え、同記載上の注意(4) b を次のように改める。

- b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者 (法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。) から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。) 又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第六号の様式中

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

や

準拠法及び管轄裁判

所

--

「に記載」の並び「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じて記載」や「方法、取得格付等」や「方法等」

「に記載」の並び「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じて記載」や「方法、取得格付等」や「方法等」

- b 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分

条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。) 又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国抵当証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国抵当証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報入手するための方法

当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第六号の五様式記載上の注意(5) bを次のように改める。

b 当該届出に係る内国価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る内国価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入力する方法

当該届出に係る内国価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第六号の様式記載上の注意(7) b を次のように定める。

b 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。
なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する

内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国
 有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に
 関する情報を入力するための方法

当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者
 から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に
 供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第十五号の三様式中

バックアップラインの設定内容			
取得格付			

		「 バックアップラインの設定内容 」	

			「 に始める。」 」

第十六号の三様式中

準拠法及び管轄裁判所			
取得格付			

準拠法及び管轄裁判所			
------------	--	--	--

を

に改める。

(証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正)

第四条 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令(平成二十年内閣府令第七十八号)の一部を次のように改正する。

別表(第十二条関係) 令第二条の十二の三第一号に掲げる有価証券の項情報欄2及び令第二条の十二の三第二号に掲げる有価証券の項情報欄2中「(12) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称(格付が付されている場合に限る。)」を削り、同表令第二条の十二の三第三号に掲げる有価証券の項情報欄2中「(13) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称(格付が付されている場合に限る。)」

」を削り、同表令第二条の十二の三第四号に掲げる有価証券の項情報欄2及び令第二条の十二の三第五号に掲げる有価証券の項情報欄2中「(14) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）」を削り、同表令第二条の十二の三第六号に掲げる有価証券の項情報欄2中「(13) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）」を削り、同表令第二条の十二の三第九号に掲げる有価証券の項情報欄2中「(7) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）」を削り、(8)を(7)とし、(9)から(12)までを(8)から(11)までとし、同表令第二条の十二の三第十号に掲げる有価証券の項情報欄2中「(6) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）」を削り、(7)を(6)とし、(8)から(10)までを(7)から(9)までとする。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「「引受人」」の下に「、「有価証券届出書」」を、「「引受人」」の下に「、「有価証券

届出書」を加える。

第五十三条第一項第四号イを削り、同号ロ中「(イに掲げるものに該当するものを除く。)」を削り、同号ロ(1)中「なった日をいう。ロ」を「なった日をいう。イ」に、「株券が発行される日をいう。ロ」を「有価証券が発行される日をいう。イ及びハ(3)」に、「日(ロ)」を「日(イ及びハ)」に、「売買金額(ロ)」を「売買金額(イ)」に、「年(ロ)」を「年(イ)」に、「時価総額をいう。ロ」を「時価総額をいう。イ」に改め、同号ロを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 新株予約権証券であつて、新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するもの

第五十三条第一項第四号ハ中「株券で」を「株券等(株券、新株予約権証券又は社債券をいう。)で」に改め、「発行価格」の下に「(新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券(新株予約権付社債券を除く。))

にあつては利率を含む。」を加え、「又はロ」を「からハまで」に改め、同号ハ(3)中「株券」を「株券等」に、「以下ハ」を「ニ」に改め、同号ハ(4)中「以下ハ」を「(5)」に改め、同号ハ(6)中「者を含む。以下ハ」を「者を含む。ニ」に改め、同号ハ(6)(i)中「以下ハ」を「(6)」に改め、同号ハ(6)(iii)中「。以下ハにおいて同じ」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 新株予約権付社債券（新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するものに限る。）又は社債券（新株予約権付社債券を除く。ハにおいて同じ。）であつて、その発行者が次に掲げる要件のすべてを満たすもの

- (1) 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。ハにおいて同じ。）を提出することにより発行し、又は交付された社債券（金融商品取引所において六月以上継続して上場されていたもの又は認可金融商品取引協会によつて六月以上継続的に売買の価格若しくは気配相場の価格が公表されていたものに限る。(2)及び(3)において同じ。）について、算定基準日以前一年間の取引所金融商品市場における売買高の総額が百億円以上であること又は認可金融商品取引協会

会によつて算定基準日以前一年間の売買高の総額が百億円以上であることが公表されていること。

- (2) 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の算定基準日における券面総額又は振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条に規定する振替社債をいう。(3)において同じ。）の総額が二百五十億円以上であること。

- (3) 当該発行者が本邦において発行日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が百億円以上であること。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第百十三条第三号口中「第百二十二条第一項第二号」を「第百二十三条第一項第二号」に改め、同号ハ中「第百二十二条第一項第三号」を「第百二十三条第一項第三号」に改め、同条第四号イ中「第百二十二条第二項第一号」を「第百二十三条第二項第一号」に改め、同号口中「第百二十二条第二項第二号」を「第百二十三条第二項第二号」に改める。

別紙様式第十三号6(1)記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 本表は、当期末現在で残存する証券、借入れについて、各発行ごと、借入れごとに記載すること。

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、この書面の次に添付すること（なお、この場合には、様式の記載内容に加えて、各証券、各借入れごとの当初調達額及び期末残高の小計を記載すること。）。

2. 「発行・借入れ時期」は、○年○月と記載すること。

3. 「うち外国投資家保有額」は、当初調達額のうち非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）又は外国法人（同項第七号に規定する外国法人をいう。）からの資金調達額を

記載すること。

4. 「募集方法」は、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）、プロ私募（同号イ）又は少人数私募（同号ロ）のいずれかを記載すること。

5. 「格付の内容」は、格付を取得している場合、当期末現在の格付及び当該格付を行った格付機関名を記載すること。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号ロ中「であつて、指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。ロ及びニにおいて同じ。）から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同様以上に安全に運用できるもの」を削り、同号ニ中「へ及びト」を「ホ」に、「適格有価証券等」を「有価証券等」に、「債券をいう。ホにおいて同じ」を「債券をい

う」に、「ホ及びト」を「ホ」に、「以外の有価証券等であつて、二以上の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものをいう。ホにおいて同じ」を「を除く」に改め、同号中ホ及びトを削り、トをホとする。

別紙様式第二十号中「〇〇証券(社)印紙」を「証券印紙」に改める。

(投資信託財産の計算に関する規則の一部改正)

第八条 投資信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第二号ロ中「であつて、取得時において二以上の指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。ロ及びニにおいて同じ。)から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるもの」を削り、同号二中「適格有価証券等(次に掲げる有価証券等以外の有価証券等であつて、二以上の指定

格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものをいう。ホ及びへ」を「有価証券等（次に掲げる有価証券等を除く。ホ」に改め、同号ニ(2)中「。へにおいて同じ」を削り、同号ニ(3)中「及びチ」を削り、同号ニ(4)中「（へにおいて「特定指定金銭信託」という。）」を削り、同号ホ中「適格有価証券等」を「有価証券等」に改め、同号へ及びトを削り、同号チ中「法人等」を「法人その他の団体」に改め、同号チを同号へとし、同条第二項中「前項の場合」を「前項各号に掲げる投資信託財産」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、第五条から第八条までの規定は、平成二十三年一月一日から施行する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）

第二号様式（新開示府令第十二号様式及び第十二号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の二様式、第二号の三様式、第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第七号様式（新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第七号の二様式、第七号の三様式、第七号の四様式、第十一号の二の二様式、第十二号様式（新開示府令第十一号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十四号の四様式及び第十五号様式（新開示府令第十四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、平成二十三年一月一日（以下「適用日」という。）以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この条、附則第四条及び附則第六条において同じ。）、発行登録書（同法第二十三条の三第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書をいう。以下同じ。）及び発行登録追補書類（同法第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に提出される有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。

第三条 適用日前に提出した発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書（金融商品取引法第二十三条の

四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書をいう。以下同じ。）を含む。）に係る発行登録追補書類を適用日以後に提出する場合において、当該発行登録追補書類を新開示府令第十二号様式、第十二号の二様式及び第十五号様式により作成するときは、同様式記載上の注意中「当該事項の記載を省略することができる」とあるのは「当該事項の記載を省略することができる。なお、この場合であっても、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じた記載を省略することはできない」に読み替えるものとする。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新外債府令」という。）第一号様式、第二号様式、第二号の二様式、第二号の三様式、第四号様式、第九号様式（新外債府令第六号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第十号様式は、適用日以後に提出する通知書（金融商品取引法第四条第六項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する通知書をいう。以下この条及び附則第六条において同じ。）、有価証券届出書、有価証券報

告書及び発行登録追補書類について適用し、同日前に提出される通知書、有価証券届出書、有価証券報告書及び発行登録追補書類については、なお、従前の例による。

第五条 適用日前に提出した発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書（金融商品取引法第二十三条の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書をいう。以下同じ。）を含む。）に係る発行登録追補書類を適用日以後に提出する場合において、当該発行登録追補書類を新外債府令第九号様式により作成するときは、同様式記載上の注意中「~~当該事項の記載を省略することができる~~」をあるのは「当該事項の記載を省略することができる。なお、この場合であっても、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じた記載を省略することはできない」に読み替えるものとする。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第三条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新特定有価証券開示府令」という。）第一号様式（新特定有価証券開示府令第二号の二様式、第二号の四様式、第二号の五様式、第三号様式、第三号の二様式、第三号の三様式及び第三号の四様式において準じて記載するこ

ととされている場合を含む。）、第一号の二様式、第一号の三様式（新特定有価証券開示府令第二十三号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号様式（新特定有価証券開示府令第二十四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号様式、第四号の二様式、第四号の三様式（新特定有価証券開示府令第二十一号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第四号の四様式（新特定有価証券開示府令第二十二号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の二様式（新特定有価証券開示府令第二号の二様式、第五号の二の二様式、第五号の二の三様式、第五号の三様式及び第二十一号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の四様式（新特定有価証券開示府令第二号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の五様式（新特定有価証券開示府令第二号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号様式（新特定有価証券開示府令第三号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の二様式（新特定有価証券開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の三様式（新特定有価証券開示府令第三号の三様式及び

第六号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の五様式（新特定有価証券開示府令第三号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の六様式

（新特定有価証券開示府令第三号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十五号の三様式及び第十六号の三様式は、適用日以後に提出する通知書、有価証券届出書及び発行登録書について適用し、同日前に提出される通知書、有価証券届出書及び発行登録書については、なお、従前の例による。

第七条 適用日前に提出した発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書（金融商品取引法第二十三条の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書をいう。以下同じ。）を含む。）に係る発行登録追補書類を適用日以後に提出する場合において、当該発行登録追補書類を新特定有価証券開示府令第二十一号様式から第二十二号の二様式までの様式により作成するときは、同様式記載上の注意中「当該事項の記載を省略することができる」をあるのは「当該事項の記載を省略することができる。なお、この場合であっても、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（13）の1に準じた記載を省略することはできない」に読み替えるものとする。

(証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第四条の規定による改正後の証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令は、平成二十二年十月一

日以後に提供又は公表する外国証券情報（金融商品取引法第二十七条の三十二の二に規定する外国証券情報という。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に提供又は公表する外国証券情報については、なお従前の例による。